

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	16	府省庁名	経済産業省				
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()						
要望項目名	太陽光発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充						
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 政府の補助（※1）を受けて取得された太陽光発電設備（同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連携用保護装置を含む。）</p> <p>・ 特例措置の内容 <現行制度> 固定資産税の課税標準を最初の3年間2/3に軽減する。</p> <p><要望> 本税制の対象となる政府の補助について、現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」に加え「地域新エネルギー等導入促進対策事業」を追加する。</p>						
関係条文	地方税法附則第15条第59項、同法施行規則附則第6条第95項、96項						
要望理由	<p>エネルギー供給構造が脆弱な我が国において、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化の防止、新規産業創出等の観点から、新エネルギーの導入を促進することの意義は極めて大きい。その中でも、太陽光発電については、「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年7月29日閣議決定）において、「太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年に40倍にすることを目標として、導入量の大幅拡大を進める。」とされた。このような背景の下、民間事業者向けの新エネルギー等事業者支援事業で取得した太陽光発電設備について、毎年発生する設置後の費用負担を軽減することができるよう、固定資産税を3年間2/3に減免しているところ。</p> <p>平成21年に入り、「経済危機対策」（平成21年4月10日）、「未来開拓戦略」（平成21年4月17日）及び「経済財政改革の基本方針2009～安心・活力・責任～」(平成21年6月23日閣議決定)において、導入目標が大幅に前倒しされ、「2020年頃に現状の20倍程度」と非常に高い目標が設定された。</p> <p>そのため、一般家庭及び事業者に対する太陽光発電設備の設置に係る補助制度にさらに大規模な予算措置が講じられるとともに、太陽光発電による余剰電力を電力会社が従来の2倍で買い取る新たな制度の導入が決まるなど、政策を総動員しているところ。政府としての温室効果ガス排出量削減目標が25%に引き上げられたことをふまえ、太陽光発電の導入を飛躍的に加速するためには、上述の一般家庭や事業者に加え、地方公共団体、NPO、各種組合といった主体についても、重要な担い手として支援を行うことが重要。以上から、非営利民間団体の設備導入及び地方公共団体と民間事業が連携し、地域と一体となって取り組む設備導入を対象とした「地域新エネルギー等導入促進対策事業」に対しても、同様の税制上の特例措置を講じる必要がある。</p>						
減収見込額	(初年度)	42.1	(82.4)	(平年度)	111	(217.1)	(単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	・ 国税 エネルギー需給構造改革投資促進税制		・ 融資、補助金その他 日本政策金融公庫の低利融資 新エネルギー等事業者支援対策事業 地域新エネルギー等導入促進事業			
	22年度の要望	・ 国税 -		・ 融資、補助金その他 日本政策金融公庫の低利融資 新エネルギー等事業者支援対策事業 地域新エネルギー等導入促進事業			
過去の要望経緯	平成21年度税制改正要望において、本特例措置を新たな創設。						
本要望に対応する縮減案	なし						